

令和6年度八戸市社会福祉施設一般指導監査実施計画【老人福祉施設】

八戸市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成25年6月14日実施。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、老人福祉施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「施設」という。）に対する令和6年度の一般指導監査実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

一般指導監査は、施設等の実情の把握に努めるとともに、関係法令、通知等（以下「関係法令等」という。）に基づく適正な運営管理体制の確保が図られるよう、助言、指導を行うものとする。

2 実施方法

- (1) 一般指導監査は、要綱第4条第5項の規定に基づき、施設ごとに原則として3年に1回、実地で行う。（今年度は令和4年度以降、未実施の施設を対象に行う。）

	対象施設数	実施施設数
養護老人ホーム	1	0
特別養護老人ホーム	16	8
軽費老人ホーム	5	0
計	22	8

*対象施設数は、令和6年6月1日現在

- (2) 一般指導監査は、利用者処遇及び施設運営管理を高齢福祉課が行う。

3 重点指導事項

別表のとおり

4 その他

法令違反のある施設その他次に掲げるような運営に特に大きな問題が認められた施設に対して、上記にかかわらず、市長の判断により特別指導監査を随時実施する。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (3) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (4) 自主点検表等の事前提出資料及び改善報告書において、虚偽又は著しい不正が認められるとき

《別表》 重点指導事項

○利用者処遇

	指導事項	着 眼 点
1	利用者の処遇向上	施設における処遇計画が適正に整備されるとともに、個人処遇方針等、利用者に関する記録等の整備について指導する。
2	利用者の人権に配慮した処遇の確保	高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく身体拘束廃止（虐待防止）や、人権侵害の防止に向けた取組について指導する。
3	衛生管理、事故対応及び再発防止の適正化	感染症や食中毒の予防及び蔓延防止対策、発生時の適切な対応や、骨折等の事故防止策及び発生時の対応のほか、再発防止策を適切に講じるよう指導する。
4	苦情（意見・要望）対応の体制の整備	苦情処理体制を整備するとともに、利用者からの意見、要望等への適切な対応について指導する。

○施設運営管理

	指導事項	着 眼 点
1	職員配置、処遇の適正化	職員配置基準に基づき、必要な職員が確保されるよう、また、採用職員の格付け、昇給・昇格及び各種手当が給与規程に基づき決定、支給されるよう指導する。
2	人事・労務管理の適正化	就業規則等の整備やハラスメント対策など、労働関係法令を遵守した適正な人事労務管理について指導する。
3	非常災害対策の構築	非常災害対策計画及び避難確保計画の策定及び当該計画に基づく避難訓練の適正な実施とともに、業務継続計画の策定等により平常時の取組と緊急時の対応が適切に講じられるよう指導する。
4	利用者の安全確保の徹底	日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適正に構築するよう指導する。
5	個人情報の適切な取扱いの徹底	利用者や利用者の家族等の個人情報が、関連法令等に基づき適正な取扱いが確保されるよう指導する。